日弁連委員会ニュース

日弁連人権ニュース
編集責任：日弁連人権擁護委員会

人権を守る

2023.12.1 第98号
※題字は北山六郎元日弁連会長

12月号 CONTENTS

人権を守る……1～4面
弁護士業務妨害対策ニュース……5・6面
International Human Rights
国際人権問題委員会ニュース……7・8面
裁判官制度改革・
地域司法計画推進本部ニュース……9・10面
選管ニュース……11・12面
子どもの権利ニュース……13面
刑事拘禁制度改革実現本部ニュース……14面
国際交流委員会ニュース……15面
日弁連リーガル・アクセス・
センターニュース……16面
貧困問題対策本部ニュース……17面
法科大学院センターニュース……18面

改正旅館業法の施行に向けた会長声明～を発出

日弁連は、本年８月16日、標題の会長声明を公表しました。

旅館業法５条の枠組み

旅館業法５条は、感染症患者や違法行為のおそれ、宿泊施設に余裕がないという例外的な場合を除き、宿泊業者に原則として宿泊を拒否してはならないと規定しています。これは旅行者の生命・健康、移動の自由を保障・担保するためですが、２００３年にハンセン病元患者が他の宿泊客に迷惑がかかるという理由で宿泊拒否された「黒川温泉宿泊拒否事件」により、旅館業法５条は差別防止のために重要な機能を有していることが明らかとなりました。

旅館業法改正の経緯

ところが、20年からの新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴い、宿泊業者からコロナに感染している疑いのある者が宿泊することへの不安の声が上がり、感染の疑いのある者を宿泊拒否できるようにする旅館業法改正に向けた検討会が厚労省に立ち上がりました。これに対して、ハンセン病訴訟原告団などの患者団体は差別が助長されるおそれがあるとして改正の反対意見を公表しましたが、結局、昨年７月、厚労省検討会は改正を承認しました。日弁連も、昨年８月、「旅館業法上の宿泊拒否制限の緩和に反対する会長声明」を公表しましたが、結局、昨年10月、改正法案が閣議決定され、臨時国会に提出されました。

ところが、改正法案には、感染の疑いのある者が宿泊業者からの医師の診断結果の報告要請に正当な理由なく応じない場合の宿泊拒否のみならず、いわゆる「迷惑客」の宿泊拒否規定も新設されていたため、ハンセン病訴訟原告団のほか、多くの障がい者団体からも障がい者差別に繋がるとして、次々と改正法案への反対意見が公表されるに至り、臨時国会での審議が見送られることになりました。

そして、本年５月に新型コロナウイルス感染症が５類相当となったという状況を受けて、衆議院の与野党協議で感染の疑いのある者の宿泊拒否条項を削除するという大幅な修正を行い、衆参両議院で改正法案が可決・成立するに至りました。

改正旅館業法の基本的問題点

感染の疑いのある者の宿泊拒否条項が改正法案から削除されたことは大変大きな意義が認められますが、成立した改正法では、感染対策として、宿泊業者から感染の疑いのある者（発熱・咳等の症状がある者）に対する医師の診断結果報告や居室待機などの協力要請ができ、その協力要請には正当な理由のない限り応じなければならないという規定（４条の２）が残され、宿泊業者の裁量によっては、患者の自己決定権・プライバシー権、宿泊客の行動の自由が侵害されるおそれが払拭できず、また、いわゆる「迷惑客」に対する宿泊拒否（５条１項３号）についても、障がい者差別の懸念が残されることになりました。そのため、衆議院・参議院の附帯決議でも、宿泊業者の恣意的裁量を防止し、適正性・公平性を確保することが求められ、政省令や指針でどのように適正な運用が図られるかが大きな課題となりました。

厚労省検討会に対する会長声明

厚労省は、本年７月、政省令・指針の策定のために、「改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会」を立ち上げ、本年12月までの施行に向けて極めて急ピッチで患者団体・障がい者団体からのヒアリング（１週間で約20団体）を済ませ、本年９～10月には検討会とりまとめが行われることが見込まれました。

そのため、日弁連でも、本年８月16日、「改正旅館業法の施行に向けた会長声明」を公表して、政省令・指針の策定においては、患者の人権侵害・差別を防止するために最大限の注意をもって必要かつ十分な対策を講じるよう政府に求めました。また、検討会で本年９月には政省令・指針（たたき台）が示される一方で、日弁連は、厚労省による説明等に対しても標題の会長声明の趣旨説明を繰り返しました。

厚労省検討会とりまとめ

厚労省検討会は本年10月10日に政省令・指針案のとりまとめを行ったところ、日弁連の会長声明の趣旨が多く取り入れられることとなりました。

具体的には、宿泊者の自己決定権・プライバシー権、移動の自由等の基本的人権が最大限保障され、その制限は必要最小限度でなければならないこと、宿泊業者の宿泊客への協力要請が事実上の強制や威圧的な要請に及ばないようにすること、協力要請に「正当な理由」がない限り応じなければならないという規定の「正当な理由」についても幅広く柔軟に解釈すること、人権侵害・差別防止のための相談窓口を整備することなどが指針案に明記されました。また、宿泊業者から医師の診断結果報告・客室待機等を協力要請できる対象者についても、厚労省は当初、発熱・咳等の症状を有する者の「同行者」（家族・団体）を政令で規定することを提案していましたが、それも断念されるに至りました。

他方、協力要請を契機とした不利益的・差別的取扱いを通じた人権侵害・差別が禁止されるべきことについて指針案に明記されなかったことは懸念が残りました。

今後の取組

政省令・指針案は本年10月10日から30日までパブリック・コメントが募集された後、本年11～12月に改正旅館業法が施行される予定です（本原稿執筆は本年10月）。

日弁連では、これまで旅館業法改正問題に関する会長声明を通じて、人権保障・差別防止に向けた取組を行い、法律・政省令・指針の改正に対して、一定の成果を収めることができたと言えます。今後は、実際に現場で人権侵害・差別が生じないように情報収集・事後的な検証が必要となってきます。

（人権擁護委員会
副委員長　黒木　聖士）

旅館業法改正（新設条文）の骨子

１【感染症対策】宿泊業者は、発熱・咳等の症状を有する者及び濃厚接触者に対して、医師の診断報告・居室待機等の協力要請ができ、宿泊者は正当な理由のない限りそれに応じなければならない（４条の２）。

２【迷惑客対策】実施の負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊サービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返した場合、宿泊拒否できる（５条１項３号）。

日野町事件特別抗告審を勝ち抜くために

～第36回全国再審弁護団会議を開催～

本年９月９日、日弁連は、東京都内の会場とオンライン併用で弁護士や刑事法研究者ら69名が参加し、日野町事件をメインテーマに第36回全国再審弁護団会議を開催しました。

日野町事件とは

日野町事件は、昭和59年12月に滋賀県蒲生郡日野町の酒店経営者が殺害され、手提げ金庫が強取されたとされる強盗殺人事件で、元被告人の阪原弘氏は第１次再審請求中に亡くなりました。第２次再審請求では大津地裁が再審開始を決定し、大阪高裁が検察官の即時抗告を棄却し、現在は最高裁に特別抗告審が係属中です。大津地裁と大阪高裁は、いずれも再審開始の結論であったものの、結論に至る理由に違いがあることから、最高裁でどのような弁護活動を行うべきかを中心に議論が行われました。

弁護団報告

弁護団長の伊賀興一会員（大阪）は、日野町事件を作った人間、えん罪にした人間がいると訴え続け、徐々に事件が知られて支援の輪が広がりつつある経過を報告し、確定審が刑事裁判の責任を果たしたとは到底考えられないと指摘しました。

弁護団の石側亮太会員（京都）からは、第１審と控訴審で自白の信用性判断が異なるものであったこと、自白を支えるとされる金庫発見現場引当捜査に関する証拠や遺体発見現場引当捜査に関する証拠、アリバイ主張に関する証拠などの状況証拠の検討を続けてきたことなどの報告がありました。また、第１次再審請求審において証拠リストの開示が実現したこと、第２次再審請求審において開示が実現した各現場引当捜査時のネガフィルムが再審開始の判断を勝ち取る突破口になったことの報告がありました。

その上で、大津地裁は、金庫発見現場引当捜査に関する証拠には、引当時の往路と復路の写真が混在していることが判明し、阪原氏が金庫発見場所について正しい知識を有した事実が疑わしくなった点を大きな根拠として再審開始を認めたのに対し、大阪高裁はこの点を否定的に評価しながらも再審開始の結論に至っており、この違いを踏まえ、特別抗告審でどのように戦うべきかなどの問題意識を示しました。

研究者報告

弁護団報告を受けて、指宿信・成城大学法学部教授からは、再審事件の戦いを最高裁で繰り広げる意味や問題点に関する報告（鬼頭治雄・人権擁護委員会第１部会長による代理報告）が行われ、21世紀に入り、最高裁が新証拠の弾劾効の検証範囲を限定して過小評価を招くような態度を採り、確定判決当時存在しなかった検察官請求の「新」証拠まで取り込んで開始決定を取り消すなど、最高裁が再審事件の主戦場といえる状態にあるとの分析が示されました。また、日野町事件では、確定審が有罪の根拠とした阪原氏の自白あるいは第三者の供述といった危険な供述証拠があり、これらの信用性弾劾に特に留意すべきであるとの指摘がありました。

次に、元裁判官の木谷明会員（第二東京）から、日野町事件即時抗告審決定の主要な論点に関する報告がありました。特別抗告審では即時抗告審決定で明白性が否定された金庫発見場所の知情性に関する新証拠が最重要の論点と位置付けられること、近時の再審事件に対する最高裁の判断には厳しいものがあり、最高裁に対して職権を発動して開始決定を取り消すような事件ではないと強く訴えるべきとの指摘がありました。

日野町事件の報告をする伊賀弁護団長

その後の質疑討論では、日野町事件において再審開始を認めた各裁判所の心証形成や再審事件における証拠開示、さらには新旧全証拠の総合評価のあり方などの理論面について白熱した議論がなされました。

主戦場は最高裁

今回の会議は、２度にわたり再審開始を勝ち取った日野町事件が、最高裁でも勝ち抜くために充実した内容となりました。この成果が、日野町事件をはじめ多くの再審事件で再審開始決定の確定に繋がることを願っています。

（人権擁護委員会第１部会　副部会長　細川　亮）

技能実習制度に代わる新制度に向けて

～シンポジウム「技能実習生の妊娠・出産ケースから制度廃止後の新制度のあり方を考える」開催～

日弁連は、本年10月18日、昨年11月に設置された「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」が本秋にも最終報告書を提出するタイミングに合わせて、最終報告書の議論状況を確認し、特に著しく困難な状況に置かれやすい技能実習生の妊娠・出産ケースを通じて技能実習制度廃止後の新制度を真に外国人労働者の権利保護に資する制度にするための議論を行うため、オンライン方式で、標記のシンポジウムを開催し、３人が、報告及び講演を行いました。

最終報告書たたき台について

人権擁護委員会外国人労働者受入れ問題ＰＴ座長である髙井信也会員（第一東京）は、まさにこの日行われた有識者会議において最終報告書のたたき台が公表されたため、その内容と各論点についての意見を報告しました。髙井会員は、最終報告書たたき台では中間報告書の「制度を廃止し」という表現から「発展的に解消し」という表現に弱まったものの、正面から「人材確保」という目的を掲げている点や、就労が１年を超える者については転籍可能とした点は評価できるとしました。

その一方で、転籍に際し技能検定基礎級合格及び日本語能力試験Ｎ５合格相当以上の日本語レベルを条件とすることにおいては、技能や日本語の習得に熱心ではない問題のある企業で就業する労働者ほど転籍が困難になるという結果を招来しかねない等の問題があるため、このような条件を付すべきではないこと、家族帯同について、新たな制度（期間３年）及び特定技能１号（期間５年）でも認めないこととしているが、このような長期間家族の分離を強いる制度設計は人権擁護の観点から容認できず、より早期の家族帯同が実現されるべきであること、労働者からの手数料徴収を許さない仕組みをつくっていくこと等、改善すべき点を指摘しました。

孤立に至る原因の手当てを

ベトナム国籍の技能実習生双子死産・最高裁無罪判決事件の弁護人で外国人労働者受入れ問題ＰＴ特別委嘱委員である石黒大貴会員（熊本県）は、同事件が紹介され、技能実習制度が子どもを産めない労働環境となっていることによって起きた象徴的な事件が双子死産事件であること、技能実習制度の様々な要因が妊娠した実習生の孤立を加速させること、打開のためには、日本語能力獲得のためのサポートを充実させること、不利益を受けた場合にも転職を容易にすること、身近な相談場所などの支援へのアクセスを容易にすること、「技能実習計画」の廃止を含め、産前産後休暇のハードルを下げること、日本で生まれた子については「家族滞在」の在留資格を与えるべきであることなどの提言をしました。

家族帯同の否定は日本の政策の特徴

髙谷幸・東京大学大学院人文社会研究科准教授は、家族帯同に着目した移民政策の分析があり、単純労働者における家族帯同の否定は、定住化を拒否するという従来からの日本の移民受入れ政策の特徴であること、特定技能制度もごく一部の者に特権的に家族帯同を認めるのみで、組織や業界のジェンダー慣行と結び付き、むしろ多くの移民女性を脆弱な位置に固定化するおそれがあることが指摘しました。

会長声明も発出

なお、当シンポジウム開催後の本年10月26日、日弁連は、有識者会議の最終報告書たたき台に対する会長声明を発出しました。同声明は、前述の髙井会員と同様の指摘を行うとともに、人権侵害を生む構造的な問題を解消した新制度の創設を求めています。

（人権擁護委員会第６部会　特別委嘱委員　金子　美晴）

シンポジウムで報告する（左から）石黒大貴会員、髙谷幸准教授及び髙井信也会員

イタリアメディア調査の報告

～歴史と文化と芸術の国イタリアのメディア自律への取組

人権擁護委員会人権と報道に関する特別部会の委員12名は林香里・東京大学大学院情報学環教授、鈴木秀美・慶応義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授及び山田健太・専修大学文学部人文・ジャーナリズム学科教授をオブザーバーに迎えて調査団を結成し、イタリアにおける人権擁護と報道の自由の調和をめぐる事情を調査するために、本年９月17日から22日まで、イタリアのローマを訪問しました。

報道評議会設立の提言

日弁連は、１９８７年の第30回人権擁護大会以来、報道評議会の設立を提言してきました。この間、放送業界においてはＢＰＯ（放送倫理・番組向上機構）が設立され、放送への苦情や放送倫理の問題に対応するなど「自律による第三者機関」としての具体的事例の積み重ねが進んでいます。他方、プレスメディア業界においては、各社内のオンブズマン制度や委員会が設けられてきたものの、プレスメディア業界を横断した報道評議会設立の動きは見受けられません。また、表現の自由をめぐる日本の状況を見ると、集団的過熱取材・集団的加熱報道、有罪視報道、被害者報道の在り方、ヘイトスピーチ、インターネットによる情報拡散など人権侵害を引き起こす表現行為の問題が続いており、他方において、メディアに対するスラップ訴訟など報道の自由を脅かす状況も引き起こされています。

特別部会は、各国の報道評議会の状況とともに表現の自由に関する状況を調査し、日本における人権と報道の自由の調和に向けた研究に役立てるため、88年以来、アメリカ、スウェーデン、オーストラリア、イギリス、アメリカ及びカナダ、韓国、ドイツを訪問してきました。

イタリアの調査へ

今回、イタリアを調査地とした理由は以下のとおりです。「国境なき記者団」による本年の報道の自由度ランキングで、１８０か国中、日本は68位、イタリアは41位といずれも先進国中低い位置にあります。また、イタリアには日本同様報道評議会がありませんが、その理由やメディアを巡る事情には相違があると思われます。イタリアの報道の自由・表現の自由に関する情報は日本ではあまり紹介されていません。そこで、イタリアの実情を調査し、その相違を知ることは、報道評議会設立の意義についての検討を深め、日本における表現の自由と他の人権との調整の研究に有意義と考えたことから今回の調査を行いました。

イタリア調査に当たっては、イタリア文化会館からご紹介いただいたコロンボ ジョルジョ ファビオ・名古屋大学大学院法学研究科総合法政専攻国際・比較法政教授から訪問先との調整など多大なご協力を賜りました。同教授の貢献なしに今回の調査を実現することはできませんでした。実り多い調査ができたこと、厚くお礼申し上げます。

荘厳なイタリア弁護士会館にて（前列右から7番目がフランチェスコ・グレコ　イタリア弁護士会長）

イタリア調査団の訪問

調査団は、ＡＧＣＯＭ（通信における適正保障のためのオーソリティ）、イタリア弁護士会、ラ・レプブリッカ紙（新聞社）、ＯＤＧ（ジャーナリスト協会）、メディアセット（テレビ局）、イタリア放送協会（ＲＡＩ、テレビ局）を訪問したほか、ローマ第三大学で表現の自由の専門家であるレスタ教授（Prof.Giorgio Resta）、ゼノ－ゼンコビッチ教授（Prof.Vincenzo Zeno－Zencovich）及びヴィジェバニ教授（Prof.G.E.Vigevani）から名誉毀損訴訟等に関するレクチャー、サピエンサ大学でモンティ教授（Prof.Avv.Andrea Monti）からＡＩ及びチャットＧＰＴに関する法的問題のレクチャーを受けました。イタリア弁護士会は、「イル　ダビオ（Il Dubbio）」（「疑い」という意味です）という日刊紙のオーナーであることから、同紙の編集長からもお話を伺いました。

また、ローマの外国報道本部を会場として、レンメ教授（Prof.Avv.Giuliano Lemmme）及びアンセルモ弁護士（Avv.Antonella Anselmo）、両弁護士が主催するレンメ法律事務所のアソシエイト弁護士や研修生からイタリアにおける民事・刑事裁判、名誉毀損や表現の自由をめぐる状況について幅広く充実した説明を受けるとともに、イタリア全国プレス連盟会長及び副会長から、イタリアのジャーナリストが直面している状況など興味深い話を聞くことができました。

そのほか、ローマにあるコロンナ宮殿を訪問したほか、レンメ教授の一族が寄贈した芸術作品が多数展覧されているローマ郊外のアリッチャにあるキージ宮殿を訪れて、キュレーターから宮殿や美術作品の説明を受けるとともに、芸術分野における表現の自由の問題についてレンメ教授から説明を受け、意見を交わしました。

イタリア放送協会（Rai）訪問時の一コマ

調査団は、今回のイタリア訪問に先立って、イタリア駐在経験のある報道関係者やＥＵ法の専門家からレクチャーを受けるとともに、日本で入手可能な資料により調査するなどして、各訪問先に質問事項を送付しました。全ての訪問先から、それぞれのテーマについて丁寧に説明していただき、なかには予定時間を超えての質疑応答や意見交換となった訪問先もあり、総じて充実した調査ができました。

以下では個人的に特に印象に残った若干の点の概要をご紹介したいと思います。

イタリア弁護士会発行の日刊紙

イタリアの人口は約６０００万人、弁護士登録数は約24万人、弁護士の平均年収は約４万ユーロ、イタリア弁護士会の評議員34名中10名が女性です。15年前は男性弁護士数が女性弁護士数を上回っていたものの、現在は逆転しつつあり、54歳以下では女性弁護士数が男性弁護士数を上回っています。

イタリア弁護士会は、弁護士職能団体としてコミュニケーションの場を提供する資源として日刊紙「イル　ダビオ」を設立しましたが、同紙の編集委員会はオーナーである弁護士会から独立して編集権を行使し、例えば、弁護士会長と編集長の意見が異なるようなテーマであっても、事前に弁護士会に意見を聞くことはないとのことでした。同紙が重要なテーマとして挙げるのは、司法、政治、社会、カルチャーで、他メディアによる犯人視報道に対して批判的視点から報道をするなどしており、このような場合、裁判所や検察官とは反対の立場になります。しかし、他方において、裁判官や検察官が同紙に寄稿したり、裁判官、検察官及び弁護士が紙面で議論をしたりすることもあり、皆に開かれている新聞であると説明されました。今回の調査団のイタリア弁護士会訪問は、翌日の同紙に取り上げられました。

ジャーナリスト協会～ジャーナリストは国家資格

イタリアには報道評議会はありませんが、ジャーナリストの自律的活動を担う機関として、ジャーナリスト協会の活動が興味深いものでした。ジャーナリスト協会の設立運営は法律に根拠を有し、自律的な活動が保障されています。ジャーナリストは同協会の名簿に登録される必要があり、そのうち専業として従事するジャーナリストは同協会が運営する試験に合格する必要があるとのことでした。そして、登録したジャーナリストが服すべき倫理規定があり、同協会には懲戒権もあります。これまでに除名となった一例として、ジャーナリストが商業広告に携わった例が紹介されました。もちろん、憲法で保障された表現の自由の行使として、誰でも新聞等のメディアに記事を掲載することはできるものの、プロフェッショナルのジャーナリストとして継続的に活動するためには登録（専業の場合には試験合格）が必要とされているとのことでした。また、同協会では、名誉毀損などを理由とする苦情申立ても受け付けているとのことです。

ジャーナリストの活動に対する圧力としては、ジャーナリスト個人を相手として高額な損害賠償を請求する訴訟が増加しているほか、マフィア等による襲撃のリスクもあり、現在も22名のジャーナリストが武装警官による常時保護下にあり、その他約２５０名が警察の保護対象になっているとのことでした。

ジャーナリスト協会の壁には、犠牲となって命を落としたジャーナリストたちの写真パネルがありました。

弁護士会、ジャーナリスト協会、新聞社、テレビ局をはじめ、今回の調査でお会いした全ての方々から、それぞれのプロフェッショナルとしての強い使命感を感じました。

調査結果の活用

今後、調査団は、今回のイタリア調査の報告書を作成する予定です。今回の調査の成果は、日本における人権と報道・表現の自由の調和をめぐる問題検討に大いに参考となると思っています。

（人権擁護委員会
人権と報道に関する特別部会
特別委嘱委員　緑川　由香）

「送還忌避者のうち本邦で出生した子どもの在留特別許可に関する対応方針について」に対する会長声明を発出

日弁連は、本年９月４日、標題の会長声明を発出しました。

批判を受けて打ち出された入管庁の対応方針

日本で在留資格を有していない子どもは、住民票も作成されず、学齢簿にも載らず（ただし就学は認められます。）、国民健康保険も加入ができません（自由診療は１００％を超える額をとられることが多いです。）。さらに、親も在留資格がないと就労が禁止され、生活保護も受給できませんから、世帯全体として何らの収入も見込めないことになります。したがって、在留資格のない子どもたちは筆舌に尽くし難い過酷な環境で生きています。

このような悲惨な状況に対して国会内外の批判もあり、出入国在留管理庁（以下「入管庁」といいます。）は、本年８月４日「送還忌避者のうち本邦で出生した子どもの在留特別許可に関する対応方針について」（以下「本件対応方針」といいます。）を発表し、在留資格のない子どもたちの一部に在留資格を付与することを表明しました。

このこと自体は日弁連としても歓迎すべきことです。

しかしながら、本件対応方針では、改正入管法の施行時までに、①日本で出生して、小学校、中学校又は高校で教育を受けており、引き続き日本で生活をしていくことを真に希望している、②子どもとその家族を対象としつつ、③親に重大な消極事情がないことをその要件としていることから、日弁連は、本会長声明をもって、重大な懸念を表明するとともに、本件対応方針の適用の拡大を求めました。

前記①：日本で出生した子どもに限定する合理性はないこと

まず、本件対応方針では、日本で出生した子どものみを対象とし、幼少期に日本に入国し、日本社会で育った子どもたちを対象外としています。

しかしながら、日本で生まれたかどうかにによってそれまでの人間環境、成長過程などの尊さに決定的な違いはありません。したがって、児童の最善の利益を保護する（子どもの権利条約３条）との観点からみれば、日本で出生したか否かで在留資格の取得の判断を分けることに何らの合理性を見出せません。

前記②：現時点において子どもであることに限定する合理性がないこと

また、本件対応方針では、日本生まれであれ日本育ちであれ18歳を超えてしまった、かつての子どもたちは救済されません。

この点も、現時点で子どもかどうかではなく、日本で生まれ、又は日本社会で育ってきた人にとって、「国籍」すなわち国家と個人との紐帯という要素に限らない、生活してきた経緯など諸般の事情を理由とする密接な関連性を有する国である「自国」に在留する権利（自由権規約12条４項、一般的意見27号）が認められてしかるべきであり、現時点で子どもかどうかによって在留資格の取得の判断を分けることに何らの合理性も見出せません。

前記③：親に看過し難い消極事情がない子どもに限定する合理性がないこと

また、本件対応方針は、親の入国経緯が不法入国や不法上陸の場合、親に前科などがある場合等、親に看過し難い消極事情が認められる場合には、その子どもに在留資格を付与しないとしています。

しかし、当然のことながら、親の事情は親の事情であって、それを理由に子どもの身分に不当な影響を及ぼすべきではありません。したがって、子どもの在留資格の取得については、子ども自身の最善の利益が何かという観点から判断されるべきです。その上で、子どもの在留が認められるとすれば、親を子どもから引き離して強制送還すべき場合は、比例原則の観点から、国家による家族の分離が本当に正当化され得るのか慎重に判断されるべきです（自由権規約17条）。

入管庁が親に看過し難い消極事情として掲げるもののほとんどは、比例原則の観点から家族分離を正当化する根拠とするのは困難であると思われます。

最後に

本件対応方針の救済から漏れる子どもたちが安心して普通に暮らせるようにするため、本件対応方針によるこのような不合理な線引きに声を上げるとともに、在留資格のない子どもたちの最後のひとりが在留資格を得るまで、日弁連が声を上げ続けることが重要です。

（人権擁護委員会第６部会　特別委嘱委員　髙橋　済）

ヘイトクライムの根絶に向けて

～「関東大震災から１００年に当たっての会長談話」発出～

日弁連は、関東大震災からちょうど１００年目に当たる本年９月１日に標題の会長談話を発出しました。会長談話は、大きく分けて、①災害対策や被災者支援・復興支援活動、②災害時の人種差別対応の２つを内容としますが、本稿では②を紹介します。

関東大震災直後の虐殺

関東大震災の直後、「朝鮮人が暴動を起こしている」「朝鮮人が井戸に毒を入れた」などの流言飛語を端緒として、わずか数日のうちに、軍隊や虚偽事実の伝達などの国の行為に誘発された自警団等によって、多数の朝鮮人・中国人が虐殺されました。その数は、２００９年３月の内閣府中央防災会議専門調査会報告によれば、震災による死者数の１～数パーセントとされており、千人から数千人が虐殺の犠牲となったことになります。

謝罪と真相究明を

会長談話では、この虐殺に関してかつて日弁連が行った勧告について触れています。

日弁連は、関東大震災時における虐殺事件について人権救済申立てを受け、調査の結果、虐殺について国に重大な責任があると結論付けています。すなわち、①軍隊による国の直接的な虐殺行為があったこと、②内務省警保局をはじめとする国の機関が、朝鮮人による暴動等があったとの誤った情報を伝達し、これに対する警備と自警の方策を講じるよう、すなわち自警団の結成を命じ、民衆の朝鮮人虐殺への動機付けを行ったことを認定しました。この調査結果に基づいて、日弁連は、03年８月、国に対し、軍隊や自警団による虐殺の被害者、遺族に対して謝罪すること、虐殺の全貌と真相を調査し、その原因を明らかにすべきである旨勧告しています。しかし、国はいまだに謝罪も調査も行っていません。

人種的差別撤廃基本法を

この虐殺の背景には、当時の日本人の朝鮮人・中国人に対する民族的差別意識がありました。日本は、１９９５年に人種差別撤廃条約に加入し、同条約４条本文においては、人種差別の根絶を目的とする「迅速かつ積極的な措置」を採ることが締約国に義務付けられています。にもかかわらず、日本においては、同条約上の約束を果たすための国内法が制定されていません。そのため、日本政府は、国連人種差別撤廃委員会から、人種的差別を禁止する包括的な立法措置を講ずるよう繰り返し勧告を受けています。会長談話では、虐殺から１００年の節目に当たり、改めて国に対して人種的差別撤廃についての基本法の制定を求めています。

差別的言動を禁止する法律を

この虐殺は、流言飛語を端緒としてなされ、差別的言動がヘイトクライムやジェノサイドといった物理的暴力を誘引したものです。日弁連は本年４月、「人種等を理由とする差別的言動を禁止する法律の制定を求める意見書」を公表しました。差別的言動は、物理的暴力を誘引するだけでなく、それ自体が言葉の暴力でもあります。会長談話では、改めて、人種等を理由とする差別的言動を禁止する法律の制定を求めています。

虐殺が起こらないために

私たちは、かかる凄惨な虐殺が日本で起きてからわずか１００年しか経っていないことを改めて想起しなければならないと思います。このような著しい人権侵害が再び起きることがないよう、国に対して引き続き謝罪・調査を求めていきたいと思います。また、２０２１年に在日コリアンが暮らす京都府宇治市のウトロ地区で放火事件が発生しましたが、その判決で犯行動機について、主として在日韓国・朝鮮人という特定の出自を持つ人々に対する偏見や嫌悪感等に基づくものと認定しています。ヘイトクライムは遠い過去の出来事ではなく、今日的課題です。私たちは引き続き、人種差別撤廃基本法や人種等を理由とする差別的言動を禁止する法律の制定を求める活動を続けていきたいと考えます。

（人権擁護委員会　委員長　金　喜朝）

編集後記

今年の5月に編集委員となり、今回初めて編集主担当となりました。編集委員になる前に人権ニュースの原稿を作成した経験はありますが、初稿の多くの部分に修正が入った経験があり、毎回原稿を詳細にチェックし修正している編集委員の仕事ぶりに驚きました。編集委員となって日は浅いですが、自分自身の学びを得つつ、会員の皆様にも有益な情報を届けられるよう、これからも続けていきたいと思います。

（人権ニュース編集委員会　委員　中村　亮平）